

生徒手帳

令和 8 年度



宮城県多賀城高等学校

この手帳の取り扱いについて

- (1) この手帳には、本校であらゆる教育活動に取り組む諸君が、充実した高校生活を送るために指針とすべき内容が記されています。この手帳をよく読み、多賀城高校の生徒としての自覚を持ち、望ましい個性の伸長に努めてください。
- (2) 各分野におけるルール、手続きのやり方がこの手帳には掲載されています。その内容を十分に理解して、正しい学校生活を送るよう心がけてください。

校章の由来

多賀城高校の「多」を図案化したもので、「さとく、ゆたかに、たくましく、」という三つの教育目標を背に鵬が今、大空を翔ようとする姿を示したものであり、また中央の円は学園の和を表わしている。

本校生は、内に一致団結して校風をつくり、外にはるかに理想をみざして力強くはばたくことを共に誓うものである。

目 次

校歌	1
教育目標・教育方針	2
学校沿革大要	3~ 4
校則	5~ 8
生徒心得	9~10
服装・頭髪に関する細則	11
通学に関する細則	12
生徒会諸規定	
1 生徒会機構図	13
2 生徒会会則	14~17
3 生徒会選挙管理規定	18
4 部活動の設置について	19~21
その他諸規定	
1 クラス週番の心得	22
2 諸届・願書等	23
日課表	24

宮城県多賀城高等学校校歌

作詞 宮城県多賀城高等学校
校歌制定委員会
作曲 矢 吹 隆 志

mf **Maestoso**

1. れきしゆかしき 多賀一城にちと
 せのゆめをたどりつつ
 永遠のまことをもとめゆくさ
 ときひとみのわこどわれら

一、	歴史ゆかしき	多賀城に
	千年の夢を	たどりつつ
	永遠の心理を	求めゆく
	さとき瞳の	若人われら
二、	緑萌えたつ	丘の辺に
	蔵王遙かに	紺碧の
	天翔けわたる	鵬の
	心ゆたけき	若人われら
三、	時を分たず	悠久に
	波濤さかまく	大洋を
	ともに進まん	手をとりにて
	いやたくましく	若人われら

教育方針

高い知性、豊かな情操、すぐれた徳性、強い意志と強健な身体をもち、広い視野をもって、社会、国家に貢献できる人物を育成する。

このため次の三つの教育目標を定める。

教育目標

1. 知性の伸長(さとく)

自己のもつ可能性を見いだしてその伸長と実現を図るとともに、真・善・美を追究し、常に広く調和の取れた教育を身に付けるように努める。

2. 人格の尊重(ゆたかに)

正しく自己を愛し、他をも愛する豊かな愛情を育て、社会に奉仕する精神を養い、互いに信頼しあえる誠実な人となるよう努める。

3. 心身の健康(たくましく)

明るく清くどんな困難にあってもくじけない強固な意志力と強靱な体力を身につけ、清潔で健康な生活を送ることを心がけるとともに進んで心身を鍛えるよう努める。

学校沿革

- 昭和50年 4月 1日 宮城県教育庁副参事西川十郎・同財務課主査新藤博・宮城県多賀城高等学校
設立準備事務を開始
- 12月23日 宮城県条例第45号により多賀城市笠神二丁目17番1号に宮城県多賀城高等
学校設置を公示
- 12月26日 宮城県教育委員会公告により生徒募集を公示、前日制普科・1学年8学級定員
男女360名とする
- 昭和51年 2月12日 宮城県塩釜高等学校多賀城分校地内(現:貞山高校)に仮校舎建設開始(3月
23日同校舎12教室竣工)
- 4月 1日 初代校長西川十郎以下教職員28名発令
- 4月10日 開校式並びに第1回入学式挙行(式場・多賀城中学校)
PTA・教育振興会発足、第1回総会開催
- 6月 5日 高校総合体育大会開会式に初参加
- 9月16日 生徒会設立総会
- 10月15日 校舎A棟竣工し仮校舎より移転、開校記念日とする
- 11月20日 体育館竣工
- 12月25日 校舎B棟竣工
- 昭和52年 1月19日 開校並びに校舎落成記念式典挙行
- 4月20日 宮城県みどりの日記念植樹祭
- 9月16日 第1回文化部発表会
- 10月27日 運動部部室竣工
- 昭和53年 3月30日 校歌制定
- 昭和54年 2月 5日 柔剣道場竣工
- 2月28日 同窓会(翔鵬会)発足
- 昭和55年 6月25日 テニスコート舗装工事完成
- 10月15日 クラブ活動後援会発足
- 11月18日 プール竣工
- 昭和59年 8月25日 中庭整備完了
- 9月 7日 セミナーハウス翔鵬館竣工
- 昭和60年10月14日 A棟前庭完成
- 10月15日 創立10周年記念祝典並びに祝賀会挙行
- 昭和61年 7月12日 クラブ・ハウス(卓球場及び12部室)竣工
- 昭和63年 3月17日 前川暢男氏により図書の寄贈をうけ、図書室に「前川文庫」を新設(5,455
冊)
- 4月 1日 本年度より1学年学級増 9学級定員男女405名となる
- 9月22日 自転車置場1棟増設
- 平成 2年 9月 1日 第1回文化祭
- 平成 3年 3月30日 セミナーハウスへの渡廊下完成
- 平成 4年 3月 2日 テニス防球フェンス完成

校 則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本校は、宮城県多賀城高等学校と称する。

(課程、学科等)

第 2 条 本校の課程、学科、修業年限、生徒定員及び所在地は次のとおりとする。

課 程 全日制

学 科 普通科及び災害科学科

修業年数 3年

生徒定員 1学年 男女 280 名(普通科 240 名 災害科学科 40 名)

所 在 地 多賀城市笠神二丁目17番1号

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第 3 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第 4 条 休業日は、次のとおりとする。

1) 国民の祝日(国民の祝日が日曜日にあたる時はその翌日)

2) 日曜日

3) 土曜日

4) 学年始休業日 4月 1日から同月 7日まで

5) 夏季休業日 7月23日から8月22日まで

6) 冬期休業日 12月24日から1月 7日まで

7) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで

2. 前項の規定によりがたい場合には、臨時にこれを変更することがある。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成等)

第 5 条 本校における教育課程は、別表の教科科目及び教科以外の教育活動によって編成する。

2. 教科科目の単位数及び各教科以外の教育活動の時間表は別表のとおりとする。

第 4 章 単位の認定等

(教科、科目の単位認定)

第 6 条 校長は、本校所定の基準により教科、科目の単位を認定する。

(各学年の課程の修了の認定)

第 7 条 校長は本校所定の基準により各学年の課程の修了を認定する。

(原級留め置き)

第 8 条 校長は、当該学年における取得単位数又は、各教科以外の教育活動の時間数が、本校

の定める単位数又は、時間数に満たず且つ卒業に必要な単位数を修得すること、及び各教科以外の教育活動を履修することが困難と認められる生徒のうち、進級または卒業させることが教育上不適当と認められる者については現学年に留め置くことがある。

第5章 入学、退学、転学、復学及び卒業

(入学志願者の選抜)

第9条 入学志願者の選抜に関する事項は、別に定めるところによる。

(入学志願者)

第10条 第1学年に入学を志願できる者は、中学校を卒業した者。又は、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2. 第2学年以上に入学を志願できる者は、相当年令に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学手続)

第11条 入学志願者は、所定の入学願書を出身学校長を経て提出しなければならない。

(入学)

第12条 生徒の入学は、校長がこれを許可する。

(誓約書及び住民票の提出)

第13条 入学を許可された者は、7日以内に本人並びに保護者(保護者のいないときは保証人とする。以下同じ)の誓約書及び住民票を提出しなければならない。

2. 保護者又は保証人を変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

(保護者又は保証人の転籍等の届出)

第14条 保護者又は保証人が転籍、転居又は、氏名変更等をした場合には、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

(転学及び退学)

第15条 生徒は、転学及び退学しようとするときは、その事由を明確にし、保護者又は保証人連署の上校長に願い出なければならない。

(転入学)

第16条 校長は、転入学を志願する者がいるときは、教育上支障のない場合、志願の理由が正当で志願者の学力及び性行がともに適当であると認められるとき、所定の手続きによりこれを許可する。

(留学)

第17条 生徒は、留学しようとするときは、保護者又は保証人と連署して校長に願い出なければならない。

2. 前項の規定による願い出には、留学及び留学期間を記載した書面その他校長が必要と認める書類を添えなければならない。

(休学)

第18条 生徒は、疾病その他やむを得ない事由によって引き続き3ヶ月以上出席しがたいときは、保護者又は保証人連署の上休学を願い出ることができる。

2. 前項の場合、医師の診断書又は詳細な事由書を添えなければならない。

3. 休学の期間は1ヶ年以内とする。

(出席停止)

第19条 校長は、感染症にかかり、若しくはそのおそれのある生徒に対して出席停止を命ずること

がある。

2. 校長は、第22条第1項の納期までに授業料を納入しない者に対して出席停止を命ずることがある。

(復校)

第20条 校長は、願い出て退学した生徒が、退学1ヶ年以内において復校を願い出たときは、正当な理由があると認められる場合、これを許可することがある。

(卒業)

第21条 校長は、卒業に必要な単位数(74単位以上)を修得した者について、本校の定める基準により卒業の認定をする。

2. 校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与する。

第6章 授業料、入学金及び入学者選抜手数料

(授業料等の額)

第22条 授業料の額並びに納入方法は県立学校条例の定めるところによるものとする。

(納期等)

第23条 授業料は年額を4期に区分し、5・8・11・2月の15日までに納入するものとする。
入学金は、入学を許可したその日から15日以内に納入する。

2. 授業料の減免については、別に定めるところによる。

(転入学者及び復校者にかかる手数料)

第24条 転入学又は復校を願い出る者は、入学者選抜手数料をキャッシュレス決済により納入しなければならない。

第7章 賞 罰

(褒章)

第25条 校長は、他の模範となる生徒に対して褒賞することがある。

(懲戒)

第26条 校長は、校規を乱し、訓戒にそむき、その本分に違反する行為のあった生徒に対してその軽重により次の懲戒を加えることがある。

- (1) 特別指導
- (2) 停学
- (3) 退学

(退学の理由)

第27条 前条第3号に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(学校所属の物品の弁償)

第28条 学校所属の物品を破損し、又は亡失した生徒には、現品又は代価により弁償させることがある。

第8章 雑 則

(生徒心得及びその他の細則)

第29条 生徒心得及びその他の必要な細則は別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1.この規則は昭和51年 4月 1日から施行する。

(最終改正平成28年 4月 1日)

令和 6年 4月 1日一部改正

令和 7年 4月 1日一部改正

令和 8年 4月 1日一部改正

生徒心得

高校時代は新しい人生の第一歩にあたり、志いよいよたかく理想を求めてやまないときである。高校3ヶ年の生活が諸君の未来に約束するものは大きい。

多賀城高校生よ「さとく、ゆたかに、たくましく」をモットーとしてともに自己実現を目指すとともに、学校生活によるこびを見いだし、よき伝統づくりに努力してゆこう。

いま、諸君に期待するものは「多賀城高校生」としての誇りと、それにふさわしい意欲と行動である。

1. 学習、特別活動

高校生活の主体は学習である。自ら学ぶ態度が最も大事である。目標を定め、日々の学習に、また諸活動に全力を尽くすところに高校生の生きがいがある。

- (1) 学習に積極的に参加するためには予習は欠くことのできないものである。予習が確実に自己の習慣となるよう努力すること。
- (2) 一時間、一時間の授業を大切にすること。姿勢を正して謙虚な態度で臨むことが、授業をより充実したものにする。そして理解を確実にするためには積極的な質問や復習が特に必要である。
- (3) 諸考査や検査は別に定める注意に従い公正な態度をもってうけること。
- (4) ホームルーム、生徒会、部活動等の自主的活動には進んで参加し、豊かな人間性と自主・協調の精神を育成すること。その際、無責任あるいは偏った行動は厳につつしむこと。

2. 礼儀・規律

礼の気持ちは、集団生活の秩序と融和の根本であり、規律ある生活態度が学習に直結する。秩序が保たれてこそ真の自由があることを理解し、互いの人格を尊重し高校生にふさわしい明朗で誠実な言動を堅持したい。

- (1) 本校職員はもちろん、来校者に対しても礼を守り、会釈と適切な敬語の使用、明確な応対などに心がける。
- (2) 登下校時、本校職員に対し、また友人間においても元気あふれる挨拶を行う。また、日常の言葉づかいに注意すること。
- (3) 健全な友人関係を大切にし、高校生らしい友情を育てること。
- (4) 服装、頭髪は、華美あるいは流行に追われることなく、常に端正で清潔な印象を与えるものであること。
- (5) 遅くとも始業5分前に登校するように心がけ、不注意な遅刻は絶対にしない。また、下校時刻及び日課時限を守り、登校後許可なく校外に出てはならない。
- (6) 携帯品には記名し、みだりに貸借はつつしむこと。校内に不必要な物品を持込まず、所持品の紛失、拾得は速やかに届け出ること。
- (7) 通学に際しては、交通道德や法規を守り、安全かつ他に迷惑をかけないように心がけること。通学に関する細則は別に定める。(P12)
- (8) 在学中、バイクや自動車の運転免許を取得することは禁止する。特別の事情がある場合は、別

に定める。(P12)

(9) 飲酒、喫煙、暴力行為、不健全娯楽場への出入り等の違法行為は固く禁ずる。校外での公衆道徳は多賀城高校生としての誇りをもって厳守すること。

3. 健康・安全、環境衛生

心身の健康は人間の生存と社会発展の基本要件である。また、美しく整えられた環境は人間にゆたかさを与えるものである。

- (1) 積極的に健康の増進をはかり、自己及び集団の保健衛生について正しい習慣を身につけよう。
- (2) 防災について常に留意し、事故あるいは災害が発生した場合は、速やかに関係職員に連絡し指示を受けること。
- (3) 施設、設備の保全維持に十分注意すると共に、環境の積極的な美化に努力し、日常の整理整頓について確実に実践すること。

4. 諸届、願提出

- (1) 納入あるいは提出すべきもの、及び諸届類は期限を守り確実に提出すること。身上及び住所に異動があった場合は必ず直ちに届け出ること。
- (2) 遅刻や欠席に関しては保護者がeメッセージ等で学校に連絡すること。早退、欠課、忌引等については、できる限り事前に届け出ること。
 - (イ) 忌引日限
 - 両親 7日以内
 - 祖父母、兄弟、姉妹 3日以内
 - 曾祖父母、伯叔父母その他同居親族 1日
 - (ロ) 定期考査時
 - 遅刻については必ず事前にeメッセージに入れ、登校時に必ず職員室で手続きを終わらせた後に教室へ向かうこと(列車の遅延等「公認」の場合も同様)。
 - 病気等で欠席の場合は必ず事前にeメッセージに入れ、後日その状況を証明するもの(例えば、通院の領収書)を添えて届け出をすること。
- (3) アルバイト等に関しては担任の指導を経て願い出て許可を受けること。
諸届、願提出に関する細則は別に定める。(P23)
- (4) 生徒手帳は常に携行すること。

以上

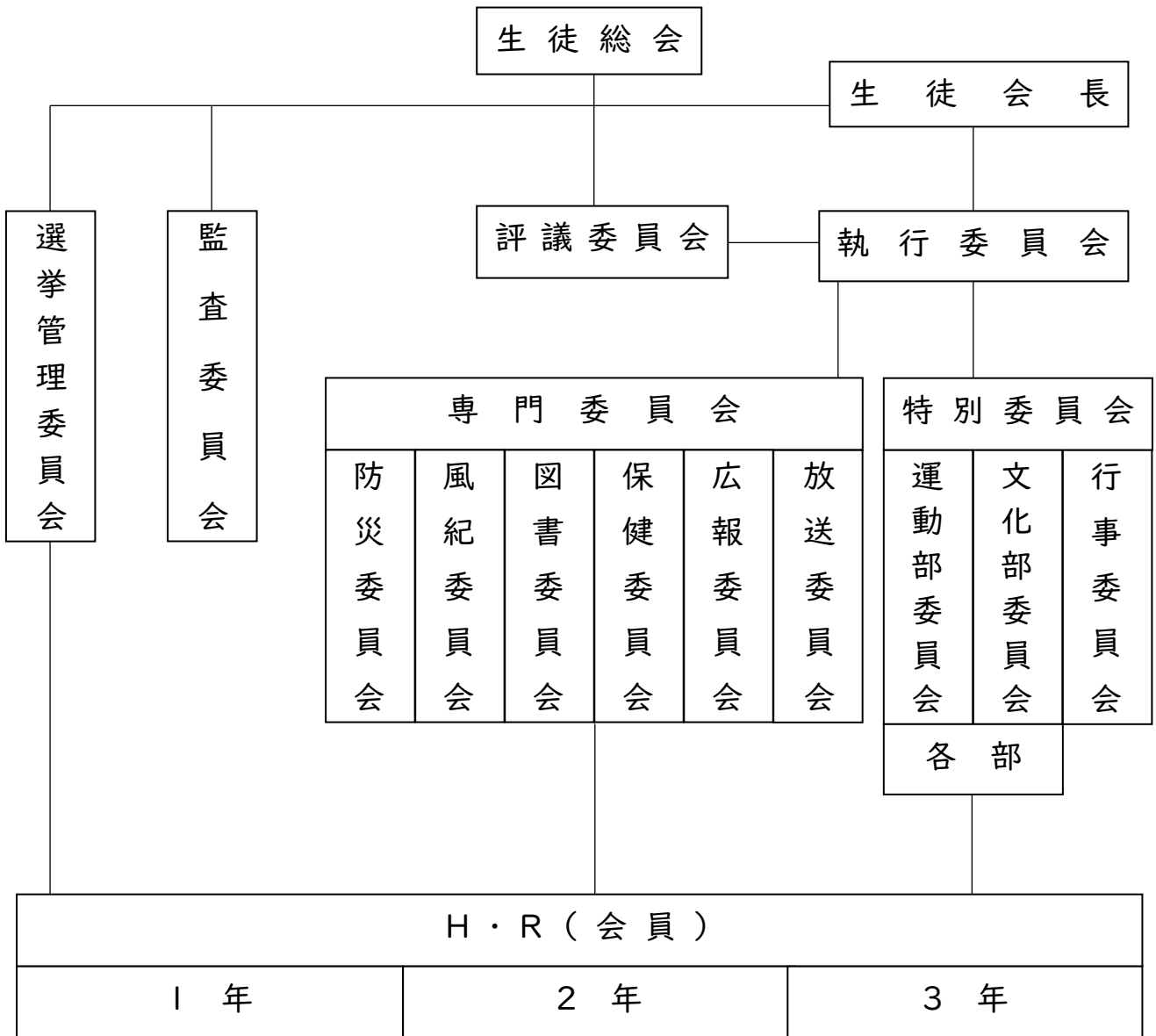
服装・頭髪に関する細則

1. 登下校、各儀式行事、全校・学年集会は原則正規の服装（正装）とする。
正規の服装（正装）とは、指定制服上下、所定のマークつきYシャツ、指定ネクタイを着用し、ブレザーの襟に校章をつけた装いをいう。カーディガン（2、3年生）、ベスト、セーターは指定したものに限り、ブレザーの中の着用を認める。ただし、普段の校内生活においては、指定のカーディガン（2、3年生）、ベスト、セーターのみの略装も認める。
2. 夏季（6月～9月）は、制服ブレザー・ネクタイを着用しなくともよい。指定のポロシャツやカーディガン（2、3年生）、ベスト、セーターは気温に合わせて、その着用を認める。ただし、2、3年生はスラックス、スカートは夏用とし、学校指定のものとする。
暑さ対策として、学校指定体育着または、部活動指定ジャージ着用の下校を認める。
3. 防寒着、マフラー等については、華美な色柄は認めない。
4. ソックスはスラックス着用時は白・黒・紺・グレー とする。ただし、ワンポイントは認める。スカート着用時は白・黒・紺・グレーとし、くるぶしが隠れるものから膝下までの長さとする。ただし、ワンポイントは認める。
また、ストッキング・タイツについても、黒又は肌色の無地のものであれば着用を認める。ただし、ストッキング着用時は靴下を着用すること。
5. 通学の際は、サンダルは禁止とする。上履きは指定した学年別のシューズとする。
6. 身だしなみについては、華美に流れたり、流行を追ったりすることなく、端正で清潔感があるものとする。
7. 頭髪に関しては、染色や脱色、パーマや付け毛などは禁止する。
ヘアアクセサリは紺黒を基調とし、華美でないものとする。
また、ピアスなどの装飾品、化粧、まつ毛エクステ等も禁止する。
8. 特別な事由で所定の服装ができない場合は、異装願を提出し許可を受けること。

通学に関する細則

1. 通学は、交通機関や自転車、徒歩が望ましい。特別な事情がない限り、自家用車やタクシー等の校地内への乗り入れを禁止とする。また、送迎のために周辺の道路等に停車しないこと。
2. 自転車通学は、許可登録制とする。特殊な仕様車は禁止する。
 - ① 許可登録の方法
申請用紙記入→担任→係→ステッカーを受理し、後部泥よけなど見やすいところに貼り付ける。
 - ② 自転車通学許可者は、自転車の定期的な点検整備を行い、安全確保に努めること。左側一列通行を厳守し、ヘルメット着用をし、交通安全に心掛けること。交通ルール違反者に対しては、一定期間の使用を禁止する。
 - ③ 自転車は、必ず自転車置場に駐輪し、盗難防止のため施錠を確実にすること。
(二重ロック、チェーンロックが望ましい)
3. バイク免許取得は、部活動等で遅くなり、最終の公共交通機関の便がなく、最寄りの駅より10km以上離れている者について、審査のうえ許可する。許可を受けた者はバイク通学届を提出すること。ただし、2学年以上を対象とする。
4. 自動車学校入校等は、卒業学年で進路が内定した者について、1月以降審議の上許可する。ただし、就職等で卒業直後に運転免許の必要が認められる者については、第3回考査成績会議以降に許可する。

生徒会機構図



宮城県多賀城高等学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は宮城県多賀城高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は宮城県多賀城高等学校に在籍する全校生徒をもって組織する。

第3条 本会は本校教育方針に基づき、会員の自主的活動を通じて会員相互の親睦と豊かな人間性を養い、堅実明朗な学園生活を実現することを目的とする。

第4条 本会の議決した事項はすべて校長の承認を得て執行しなければならない。

第2章 機関及び業務

第5条 本会に下記の機関をおく。

1. 総会
2. 評議委員会
3. 執行委員会
4. 専門委員会
5. 特別委員会
6. 監査委員会
7. 選挙管理委員会

第1節 総会

第6条 総会は、本会最高の議決機関であり毎年2回定例総会を開き次の事を行う。

1. 本会事業の決定
 2. 予算案・決算の承認
 3. その他重要な事項の決定
- ただし、会員の3分の1以上、又は評議委員会の要求があった場合、その他会長が必要と認め評議委員の3分の1以上の賛成を得た場合、臨時総会を開くことができる。

第2節 評議委員会

第7条 評議委員会は総会に次ぐ議決機関であり、各クラス選出の男女各1名の評議員2名で構成する。

第8条 評議委員会は必要に応じて会長がこれを招集し、又評議委員の3分の1以上の要求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。

第9条 評議委員会は次のことを行う。

1. 総会の決議に基づく具体的事項の審議及び決定
2. 緊急事項の審議及び決定
3. 総会提出議案の決定
4. 細則の決定
5. HR提出議案の審議及び決定
6. その他

第3節 執行委員会

第10条 執行委員会は本会最高の執行機関で生徒会長、副会長、会計、各専門委員会委員長で構成し、次の事を行う。

1. 総会及び評議委員会に提出する議案をまとめる。
2. 総会及び評議委員会で決定した事項を全体的に執行する。
3. その他第3条の目的達成のため必要事項を企画・執行する。

第4節 専門委員会

第11条 専門委員会は、風紀委員会、保健委員会、図書委員会、広報委員会の各委員会を云い、各顧問と連携し、次の事を行う。

1. 風紀委員会は、HR毎に選出された2名の委員で構成し、会員の風紀の厳正をはかると共に、交通安全その他業務を行う。
2. 保健委員会は、HR毎に選出された2名（男、女各1名）の委員で構成し、保健体育活動の発展・促進をはかる。
3. 図書委員会は、HR毎に選出された2名の委員で構成し、図書の貸し出し、その他の活動を行う。
4. 広報委員会は、HR毎に選出された2名の委員で構成し、生徒会の各種広報と会誌発行によって、生徒会活動を全会員に報告し、その活発化をはかる。
5. 防災委員会は、HR毎に選出された2名の委員で構成し、防災教育活動やボランティア活動、東日本大震災の伝承などを行う。
6. 放送委員会は、HR毎に選出された2名の委員で構成し、生徒会の各種行事や校内放送などの活動を行う。
7. 各委員会の委員長（1名）、副委員長（2名）、書記（2名）は各委員会で互選によって決定し、議長は委員長が兼ねる。

第5節 特別委員会

第12条 特別委員会は、運動部委員会、文化部委員会、行事委員会を云う。

1. 運動部、文化部委員会は、運動部・文化部の各部長で構成し、活動に関する連絡・協議にあたる。
2. 行事委員会は、HRごとに選出された2名以上の委員で構成し、生徒会行事に関して実行・運営にあたる。
3. 各委員会の委員長（1名）、副委員長（2名）、書記（2名）は各委員会で互選によって決定し、議長は委員長が兼ねる。
4. 特別委員会の各委員長は、評議委員会の議事に関連がある場合、又は評議委員会の要請があった場合これに出席しなければならない。

第6節 監査委員会

第13条 監査委員会は評議委員会が各学年より男女各1名推薦し、会長がこれを委嘱する。

第14条 監査委員会は、本会が健全に運用され、その費用が乱用されることなく適正に執行されるように、常に本会の業務、活動・会計の監査を行う。

第15条 会計監査は、これを総会ならびに評議委員会に報告しなければならない。

2. 会計監査、又その他の監査は不定期に実施することができる。

第16条 監査委員会は、各機関に対し適切な勧告を行うことができる。又評議委員会の同意のもとに、予算の執行停止等の処置をとることができる。

第7節 選挙管理委員会

第17条 選挙管理委員会は各クラス2名の選出により構成し、選挙管理規定に基づき本会の選挙を公正に行うことを目的とする。

第18条 選挙管理規程はこれを別に定める。

第19条 委員は選挙により正副委員長各1名を選出する。

第 3 章 役 員

第20条 本会に下記の役員をおく。

1. 会長1名
2. 副会長2名
3. 会計2名
4. 議長1名
5. 副議長2名

第21条 前条に定める役員の任務を次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し本会会務を総轄する。
2. 議長は総会及び評議委員会の議事運営にあたる。
3. 副会長、副議長はそれぞれ会長、議長を補佐し、事故ある時はその任務を代行する。
4. 会計は生徒会収支をつかさどり、会計帳簿を記入・整理する。

第22条 役員相互の兼任は認めない。

第23条 役員の任期は1年とする。

第 4 章 選出並びに委嘱

第24条 役員の選出並びに委嘱は下記による。

1. 会長、副会長、会計は立候補者中より全会員の投票によって選出する。
2. 議長、副議長は評議委員会の正副委員長がこれにあたる。
3. 各専門委員長、各特別委員長は各委員会において互選する。

第25条 役員選挙は10月までに行う。生徒会長、副会長、会計の選挙は別に定める選挙規程による。

第26条 選挙による役員は会員の4分の1以上の請求があり、かつ全会員の3分の2以上の同意があればリコールされる。

1. 委嘱による役員は委嘱者が評議委員会の同意を得て解任することができる。

第 5 章 顧 問

第27条 本会に顧問をおく。顧問は本校教諭とし本会運営の指導助言にあたる。

第 6 章 会 計

第28条 本会の経費は、会費、その他をもってこれにあてる。

第29条 遠征費については、必要に応じ別途徴収する。

第30条 本会の会計年度は1期制とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第31条 本会の予算・決算については総会での承認を必要とする。

第 7 章 改 正

第32条 本会則の改正は次の場合会長がこれを発議し、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て承認される。

1. 評議員の3分の2以上の要請がある場合
2. 全会員の3分の1以上の要請がある場合
3. 会長が必要と認め評議委員の3分の1以上の賛成があった場合

第 8 章 会 議

第33条 本会における会議は、その構成人員の3分の2以上の出席を必要とする。規定人員に満たない時は流会となる。

第34条 議会は特に規定されたものを除き、その出席人員の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第35条 すべての会議はこれを記録し本部（生徒会室）に保管しなければならない。

第 9 章 付 則

第36条 本会則は昭和52年 9月 2日より施行する。

昭和59年 1月21日改正

昭和60年 2月26日一部改正

昭和62年 3月 4日一部改正

平成 2年11月16日一部改正

平成14年11月15日一部改正

平成17年 4月 1日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

令和 8年 4月 1日一部改正

生徒会選挙管理規程

第1条 本規程は本校生徒会会則第18条・第25条によって定める。

第2条 役員の変更は毎年10月末日までにこれを行う。

第3条 本会の全ての役員は、生徒会会長、生徒会副会長及び生徒会会計の選挙権並びに被選挙権を有する。

第4条 会長、副会長、会計は全校一斉に行う単記無記名投票によって選出される。

2. 立候補者数が定数以内の場合は信任投票を行い有効投票過半数をもって信任とする。

3. 代理投票を認めない。

4. 不在投票は公認の場合のみ認める。

第5条 選挙管理委員会は毎年4月各HRから選出された2名の委員によって構成される。

第6条 選挙管理委員会は選挙の計画及び実施の全般的管理を行う。

2. 選挙期日は少なくとも投票日の10日前には告示しなければならない。

第7条 各立候補者は投票日の3日前までに所定の用紙で立候補届けを選挙管理委員会に提出しなければならない。

第8条 投票に際し、選挙管理委員会は選挙人の確認、投票の秘密保持につとめなければならない。

第9条 開票は原則として投票日に行う。

第10条 次の投票は無効とする。

1. 所定の用紙を用いないもの。

2. 候補者でない者の氏名を記載したもの。

3. 一投票用紙に2人以上の候補者の氏名を記載したもの。

4. 候補者の氏名の外、他事を記載したもの。

第11条 有効投票の最高得票数を得た者をもって当選人とする。

2. 最高得票数を得たものが2名以上ある場合は決選投票を行う。

第12条 当選が決まったときは、選挙管理委員会は直ちにその氏名並びに得票数を告示し、当選人に対してその旨、通知しなければならない。

第13条 本規程の施行に際して、必要な細則は、選挙管理委員会において決定する。

第14条 本規程は昭和59年4月1日より施行する。

平成17年 4月 1日一部改正

部活動の設置

1. 本年度設置部

運 動 部		
1	ラグビーフットボール	男
2	サッカー	男
3	野球	男
4	ソフトボール	女
5	陸上競技	男女
6	山岳	男女
7	水泳	男女
8	卓球	男女
9	剣道	男女
10	柔道	男女
11	弓道	男女
12	バドミントン	男女
13	バレーボール	男・女
14	バスケットボール	男・女
15	ソフトテニス	男・女
16	テニス	男・女

文 化 部		
1	写真	真
2	科学	学
3	合唱	唱
4	軽音楽	楽
5	吹奏楽	楽
6	美術	術
7	茶華道	道
8	語学研究	究
9	家庭	庭
10	情報処理	理

2. 部

- (1) 本校では課外活動を行う団体として、部を設置する。
- (2) 部は、宮城県高等学校体育連盟（高野連を含む）もしくは文化連盟等に参加し、本校で特に活動を認められた団体である。
 - 1) 大会などへの参加については、公認欠席が認められる。
 - 2) 部には常任の顧問を置く。
 - 3) 生徒会によって、活動に必要な最低限の予算を保証される。
 - 4) 山岳など校内で活動できない部を除き、本校内において可能な限り活動場所が考慮される。
 - 5) 運動部は、高体連・高野連主催大会のうち少なくとも2回（年度内）に参加する義務を負う。
 - 6) 文化部は、多高祭もしくは加盟専門部の発表会に参加する義務を負う。
- (3) 部の長をもって文化部委員会・運動部委員会を組織する。
- (4) 部登録は、本校の養育目標の実現のために、正課のみならず、積極的に参加すること。
 - 1) 新生は全員登録すること。
 - 2) 在校生は各年度で更新する。

- 3) 2つ以上の部活動所属を希望する場合は、それぞれの顧問に相談すること。
- 4) 転退部は該当部活動顧問と担任に相談し、報告すること。
- (5) 部の廃止は、次の規定のいずれかに該当した場合とする。
 - 1) 部においては、(2)－5)、6)の義務を2年間続けて果たすことができないとき、その翌年度に廃部とする。
 - 2) 3月末日における部の構成人数が0人で、且つその状態が2年続いた場合には、その翌年度に廃部とする。
 - 3) 審査委員会から廃部動議が生徒総会に提案され、生徒総会で承認された後に職員会議においても承認された場合、部を廃部とする。
 - 4) 教職員の定数減により物理的に顧問配置が困難となった場合、検討し部を廃部とする。
 - 5) 審査委員会規定は別に定める。(下記)

3. 審査委員会規定

(1) 構成メンバーは以下の表のとおりとし、生徒指導部長が主催する。

生徒指導部長	
教 頭	生徒会長(生徒)
運動部長	運動部委員会(生徒)
文化部長	文化部員会(生徒)
生徒指導部長	評議委員会委員長(生徒)

(2) 廃部の団体について審議する場合には、1回以上該当団体顧問と審議することとする。

(3) 審議及び審査内容は、以下のとおりとする。

- 1) 部の廃止規定の該当する場合、部の活動状況から鑑み、存続・廃止について審議する。

(4) 勧告と審議の流れ

- 1) 審査委員会で審議及び審査した内容は、生徒総会に提案をする。
 - ◆生徒総会における説明は、生徒指導部長が行う。
- 2) 生徒総会において承認された場合は、生徒会執行部から職員会議に提案する。
- 3) 職員会議における承認で、決定とする。

4. 活動時間

- (1) 平日は19時、土・日曜日、祝祭日、長期休業中は17時に完全下校できる範囲で活動する。
- (2) 上記時間以降活動する場合は、生徒指導部に申請し許可を得ること。ただし、朝は7時10分～8時10分、放課後は19時40分までとし、19時50分には完全下校とする。
- (3) 校外で活動する場合は、事前に所定の手続きをとること。
- (4) 定期考査1週間前及び考査期間の部活動は中止とする。ただし、上記期間中・考査終了直後に公式試合等がある場合は、生徒指導部に所定の用紙で申請し、下記により活動できる。また、特別の事情が生じたときは別途考慮する。
 - 1) 平 日……………19時終了
 - 2) 考 査 日……………15時終了

- 3) 土・日曜、祝祭日……活動中止
(申請があれば3時間程度の活動を認める)

その他諸規程

クラス週番の心得

1. 週番は校内生活管理の一部を分担し、良い学習環境をつくるために奉仕活動を行う。
2. 週番は各学級2名ずつ交代してあたり、責任をもって次の基本的任務をはたすものとする。
 - (1) 毎朝、掲示板の記載事項、及び担当職員からの提示、連絡事項等をクラスに伝達をする。
 - (2) 教室の整理整頓及び清潔に心がける。特に黒板、教卓、机の配列、窓の開閉(換気)、照明、カーテン、掃除用具ロッカー等に留意する。
 - (3) 各教科の学習に必要な準備を行う。特別教室を使用するときは、特に早めに連絡をとり準備と共に全員の速やかな移動に留意する。
 - (4) 掃除終了後、戸締りを点検する。
 - (5) 学級日誌に所要事項を記載して学級担任に報告する。
 - (6) その他特に関係職員に指示された事項を行う。

諸届、願書等

1. 遅刻は、職員室で遅刻カードに必要事項を記入し、担任、生徒指導部又は学年職員の確認を受けること。

病気や通院以外による欠課、早退は担任又は学年の先生に直接連絡すること。

※登校後に発生した傷病等による早退の場合、保健室で問診票に必要事項を記入し、養護教諭の指示を受ける。

2. 以下は所定の用紙に記入し届け出る。

(1) 休学願、退学届、復学願

(2) 住所変更届、保証人変更届

(3) 異装願、自転車通学願、バイク等運転免許取得願

3. 各種願書の提出について

(1) 提出の手順

1) 担任から用紙を受け取る

2) 必要事項を記入

3) 保護者自筆サインと印

4) 担任に提出し確認印をもらう→生徒指導部→教頭→校長→生徒指導部→担任

5) 許可証受領

(2) 各種許可願について

1) アルバイト許可願(許可証発行)

※通年のアルバイトは原則認めないが、以下の条項の範囲で許可する。

① 期間は夏季休業中2週間、冬季・学年末学年始休業中は1週間程度及び、第3学年の冬期休業以降とする。

② 成績不良者、出席状況が悪い者は認めない。

③ ①、②に関し経済的理由などで保護者の同意があった場合に限り審議する。

・通年の許可を受けた者でも、考査1週間前、考査期間中は認めない。

・年度更新する際は、再度申請すること。

④ 酒類を出す飲食店や風俗上望ましくない場所、学生として好ましくない業務は認めない。

⑤ 午後8時以降は認めない。

2) 異装願(通学に関する細則による。)

3) 自転車通学許可願(許可条件は通学に関する細則による。)

4) 通常外の校舎、校具の使用や借用及び暖房火気の使用

5) 自動車学校入学許可願(バイク免許も含む)

〈注〉諸許可願はやむを得ざる場合を除いて1週間前に提出のこと。

日 課 表

事 項	時 間 (水 ・ 金)	
	通 常 授 業	5分短縮授業
職員打合せ	8:20~ 8:30	8:20~ 8:30
SHR	8:30~ 8:40	8:30~ 8:40
第1校時	8:45~ 9:35	8:45~ 9:30
第2校時	9:45~10:35	9:40~10:25
第3校時	10:45~11:35	10:35~11:20
第4校時	11:45~12:35	11:30~12:15
昼休み	12:35~13:20	12:15~13:00
第5校時	13:20~14:10	13:00~13:45
第6校時	14:20~15:10	13:55~14:40
清掃	15:10~	14:40~
SHR	15:25~	14:55~
部活動	15:40~	15:10~
完全下校	19:00	19:00

事 項	時 間 (月 ・ 火 ・ 木)	
	通 常 授 業	5分短縮授業
第7校時	15:20~16:10	14:50~15:35
清掃	16:10~	15:35~
SHR	16:25~	15:50~
部活動	16:40~	16:05~
完全下校	19:00	19:00

事 項	定期考查時間
職員打合せ	8:20~ 8:30
SHR	8:30~ 8:45
第1校時	8:50~ 9:40
第2校時	9:55~10:45
第3校時	11:00~11:50
完全下校	17:00